

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第18号 宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則  
 ..... (消防総務課) ... 2

### 告 示

- 告示第51号 収納の事務の委託 ..... (政策戦略課) ... 2
- 告示第52号 指定納付受託者の指定 ..... (政策戦略課) ... 2
- 告示第53号 令和4年度国民健康保険料率の決定  
 ..... (国民健康保険課) ... 2

### 公 営 企 業

- 告示第2号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 ..... 3

規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和4年4月7日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第18号

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年宇治市規則第59号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「73,090円」を「75,290円」に、「36,500円」を「37,600円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（揭示済）

告示

宇治市告示第51号

収納の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納の事務を、次の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月22日

宇治市長 松村 淳子

1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟2階

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号

2 委託事務

インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」に係る寄附金の収納

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

宇治市告示第52号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、インターネットを利用して納付される「ふるさと応援寄附金」の寄附金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年4月22日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天クリムゾンハウス

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番2号汐留住友ビル25階

京都クレジットサービス株式会社

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

京銀カードサービス株式会社

京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟2階

2 指定年月日

令和4年4月1日

宇治市告示第53号

令和4年度国民健康保険料率の決定について

令和4年度国民健康保険料の保険料率を次のとおり決定したので、宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）第16条第2項（第16条の5の5第2項及び第16条の9第2項において準用する場合を含む。）の規定により、告示します。

令和4年4月22日

宇治市長 松村 淳子

令和4年度国民健康保険の保険料率

一般被保険者に係る基礎課税額の保険料率

所得割 100分の7.75

被保険者均等割 27,900円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 18,000円

イ 特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） 9,000円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） 13,500円

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割 100分の2.78

被保険者均等割 9,600円

世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、アからウまでに定める額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 6,200円

イ 特定世帯 3, 100円  
 ウ 特定継続世帯 4, 650円

介護納付金賦課額の保険料率

所得割 100分の2.97  
 被保険者均等割 12, 200円  
 世帯別平等割 6, 000円

**公 営 企 業**

宇治市上下水道事業告示第2号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和4年4月22日

宇治市長 松村 淳子

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和4年4月29日	五ヶ庄寺界道の一部・日皆田の一部、菟道門前の一部	分流式	宇治市木幡北島地内東宇治浄化センター
令和4年4月29日	宇治蛇塚の一部・善法の一部・半白の一部、神明宮東の一部・宮北の一部・石塚の一部、槇島町十一の一部、小倉町老ノ木の一部・西山の一部、安田町大納言の一部、広野町茶屋裏の一部・尖山の一部・宮谷の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地洛南浄化センター

